

| 施設<br>項目      |            | 緊急救助用スペース   |    |
|---------------|------------|---|----|
|               |            | 基準の概略   | 図解 |
| 制限<br>表面      | 進入区域の長さ及び幅 | 長さは500m以上で、幅は緊急救助用スペースから500m離れた地点で200m以上を確保できること。   |    |
|               | 進入表面の設定方向  | 原則として直線の2方向とすること。ただし、直線の2方向に設定できない場合は、90度以上の間隔を設け設定できる。   |    |
|               | 進入表面の勾配    | 進入区域上に勾配3分の1として設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。   |    |
|               | 転移表面の勾配    | 進入表面の両側に勾配1分の1として右図に示すとおり設定し、当該表面上に物件等が突出していないこと。ただし、上記の進入表面及び転移表面がとれない場合は、状況により進入表面及び転移表面を最高5mまで垂直方向に移行することができる。 |    |
| 離着陸帯等         | 大きさ        | 原則として10m×10m以上とすること。  |    |
|               | 強度         | 通常床強度とすること。   |    |
|               | 構造         | プラットホーム式又は通常床式とし、床面は滑り防止策を施すこと。   |    |
|               | 勾配         | 災害活動に影響しない程度の表面であること。   |    |
|               | 標識及び番号等の表示 | 緊急救助用スペースの境界線及びⓇの標識並びに緊急救助用スペース内に認識番号及び連絡装置の設置方向を示す矢印を黄色（夜光塗料等）で表示すること。   |    |
| 夜間照明設備（非常電源付） | 飛行場灯台      | 緊急救助用スペースの付近で進入表面及び転移表面上に突出しない範囲に、飛行場灯台を設置すること。（白色の閃光型）   |    |
|               | 境界灯        | 緊急救助用スペースに、埋め込み式又は地上型の境界灯を等間隔に8個以上設置すること。   |    |

| 施設<br>項目          |            | 緊急救助用スペース  |  |
|-------------------|------------|--|--|
|                   |            | 基準の概略  | 図解   |
| 夜間照明設備<br>(非常電源付) | 着陸区域灯      | 緊急救助用スペースを相はなれた位置から2基以上で俯瞰照明できるように設置すること。  | <p>◎ ← 飛行場灯台</p> <p>境界灯 (8個以上)</p>               |
|                   | 低光度航空障害灯   | 緊急救助用スペース側面から10m以内の区域で、勾配2分の1の表面から突出した避雷針等の夜間視認が困難な物件に設置すること。(設置困難な場合には、夜光塗料等でもよい。)                |  |
|                   | 夜間照明制御盤    | 緊急救助用スペースの付近に夜間照明制御盤及び防災センター等に遠隔操作盤を設置すること。  |  |
|                   | 非常電源置      | 連続4時間以上の継続供給が可能な自家発電設備を設置すること。   |  |
| 転落防止施設等           | 転落防止設      | 要救助者等の転落を防止するための施設を設置すること。<br>また、当該施設は進入表面及び転移表面から突出しない構造であること。                                    | <p>避難場所<br/>25㎡以上</p> <p>待避標識板<br/>(待避要領等表示)</p> |
|                   | 待避場所       | 屋上又は設置した緊急救助用スペース周辺にヘリコプターが接近した場合に、要救助者等が待避する場所を設け、待避要領を表示すること。                                    |  |
|                   | 消防用等       | 屋上又は緊急救助用スペース付近に消火器を設置すること。  |  |
|                   | 連絡装置       | 緊急救助用スペースの付近に防災センター等と連絡できる非常電話等を設置すること。  |  |
| その他               | 屋上出入口等の構造等 | 屋上出入口は、避難階段、非常用EV等と有効に通じていること。<br>また、出入口の扉は防災センター等で一括解錠できる装置又は屋外から手動で解錠でき、屋内からも手元非常解錠できる装置を設置すること。 |  |
|                   | 排煙排出口      | 排煙口は、排出された煙が消防活動や避難に支障とならない位置に配置すること。  |  |